

## 掛川市空き家除却事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

市長は、活用が困難な空き家の除却を促進することにより、安全かつ快適な居住環境の確保を図るため、空き家除却事業を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「空き家」とは、次のいずれにも該当する建築物をいう。
  - ア 自己の居住又は第三者への貸出しを目的として取得した建築物であること。
  - イ 同一の敷地内に何人も居住していないこと。
  - ウ 木造の戸建て住宅、長屋又は併用住宅（事業の用に供する面積が延床面積の2分の1未満のものに限る。）であること。
  - エ 昭和56年5月31日以前に建築され、又は建築途中であったこと。
  - オ 耐震診断の結果、倒壊の危険があると判断されたこと。
  - カ 国、地方公共団体その他公共の機関が所有するものでないこと。
  - キ 当該建築物又は同一敷地内の他の建築物が他の制度に基づく補助金等の交付を受けていないこと。
  - ク 所有権以外の権利が設定されておらず、又は設定されているが当該権利を有する者全員が空き家除却事業の実施について同意していること。
- (2) この要綱において「空き家除却事業」とは、空き家の除却を行う事業をいう。
- (3) この要綱において「所有者等」とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号の宅地建物取引業者以外の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 空き家の所有者（以下「所有者」という。）
  - イ 所有者の相続人
  - ウ 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、当該空き家を除却する権利を有する者

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助の対象  
空き家除却事業に要する経費
- (2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の2分の1以内とし、同一の敷地につき30万円を限度とする。

#### 第4 交付の申請

##### (1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 当該建築物の建築年次を証明する書類
- オ 耐震診断結果報告書
- カ 当該建築物の所有者等を証明する書類
- キ 付近見取図
- ク 空き家除却工事に要する経費の見積書の写し
- ケ 空き家除却工事前の空き家の写真
- コ その他市長が必要と認める書類

##### (2) 提出期限

別に定める日まで

#### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

#### 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ その他市長が必要と認める書類

## 第7 実績報告

### (1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第5号）

イ 領収書等の写し

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の建築物除却届の写し

エ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し

オ 除却事業の完了写真

カ その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

### (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

### (2) 提出期限

補助金交付決定兼確定通知書を受領した日から起算して20日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和8年度分の補助金から適用する。